平成２７年（フ）第２８６号
大阪府貝塚市橋本102番地12
破産者　寺本　利幸
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
大阪府岸和田市別所町１丁目21番21号シャトー88―101号、前住所大阪府岸和田市別所町３丁目30番23―210号
破産者　田島　明伴
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３６８号
札幌市南区南沢２条２丁目11番11号
破産者　竹内　文平
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９２号
札幌市豊平区月寒中央通６丁目３番35―905号
破産者　柿崎　　隆
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５３号
札幌市手稲区前田５条８丁目２番１―607号
破産者　坂本　幸三
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１１号
新潟市東区石山５丁目２番９号
破産者　戸根　俊仁
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２１号
新潟市秋葉区田家３丁目17番16号
破産者　南澤　敦子
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２１号
静岡市駿河区敷地１丁目21番８―104号、旧住所静岡市駿河区登呂５丁目16番32号
破産者　本多三枝子
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５６号
名古屋市中村区賑町17番地の２（メゾン・ド・オーブ503号）、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）
破産者　西　　壽明
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６号
岐阜県羽島郡笠松町米野702番地の２
破産者　松原　一廣
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４１号
岐阜県大垣市新長沢町１丁目13番地２　メイゾン新長沢　103号
破産者　藤原　　勇
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
静岡県富士宮市神田川町８番地の５ＣＲＯＳＳ神田川204、前住所静岡県富士宮市上井出899番地の23
破産者　佐野　春子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３４２号
静岡県浜松市西区篠原町20155番地　ラ・カーサＡ号室、前住所静岡県沼津市西椎路920番地の８
破産者　乙部　稚子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
京都市右京区嵯峨野千代ノ道町18番地４、開始決定時の住所京都市上京区衣棚通寺之内上る上木下町81番地の９
破産者　勝屋商店こと　加藤　勝也
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
京都府京丹後市大宮町周枳2071番地の１
破産者　リュー美容室こと　井野　順子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１１０号
奈良市鶴舞西町１　学園前鶴舞団地１号棟209号室、住民票上の住所奈良市西登美ヶ丘４丁目６番15号
破産者　前野　　操
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４９号
岡山県井原市東江原町3373番地１
破産者　角尾　清人
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係